

概要

審査請求人（以下「請求人」という。）に発症した疾病は、業務上の事由によるものとは認められないとして、審査請求を棄却した事例

要旨

1 事案の概要及び経過

請求人は、○会社に生命保険募集人として入社し、業務に従事していた平成○年○月○日○時○分頃、見知らぬ男（以下「加害者」という。）に暴行を受けた。（以下「本件事故」という。）

請求人は、本件事故をきっかけとして精神障害を発病したとして、監督署長に対して休業補償給付の請求をしたところ、監督署長は、本件精神障害は業務に起因することの明らかなものとは認められないとして、これを支給しない旨の処分をした。

請求人はこの処分を不服として、本件審査請求に及んだものである。

2 審査請求の理由

請求人は、審査請求の理由として、要旨、次のとおり述べている。

私は、業務中突然上半身服を脱ぎ、入れ墨の入った男に襲われ、その恐怖から精神障害を発病したもので、これを業務に起因することの明らかな疾病に該当しないとした監督署長の決定は誤りである。

3 原処分庁の意見

監督署長は、「心理的負荷による精神障害等に係る業務上外の判断指針について」に基づき、不支給決定とした理由として要旨、次の意見を述べている。

(1) 発症時期

請求人は I C D - 10 診断ガイドラインに示されている「F43 適応障害」（以下「本件疾病」という。）を発症したと認められる。

(2) 業務による心理的負荷の評価

業務の心理的負荷の評価において、「悲惨な事故や災害の体験（目撃）をした」（平均的な心理的負荷の強度「Ⅱ」）に相当する出来事があったが、その強度を修正する要素はない。

(3) 結論

総合的に評価して、業務の心理的負荷の強度を「強」と評価できるものではなく、業務に起因するものとは認められない。

よって本件疾病は業務上の疾病とは認められない。

4 審査官の判断

(1) 発症時期

請求人は I C D - 10 診断ガイドラインに示されている「F43 適応障害」を平成○年○月○日頃に発症したと認められる。

(2) 業務による心理的負荷の評価

「悲惨な事故や災害の体験（目撃）をした」に該当する出来事があったが、この平均的な心理負荷の強度は「Ⅱ」である。心理的負荷を修正する視点としては見知らぬ男から突然暴行を受け負傷することは、恐怖を伴う体験である。しかしながら、自分から加害者に声をかけ、その結果として加害者の喧嘩相手の知り合いと誤解され暴行を受けたこと、負傷の程度は全治1週間（通院1日のみ）と軽症であったこと、また、事件の発生時刻は夕方と比較的人通りの多い場所であって、援助が全く期待出来ないような状況とも言えない。さらに、例えば、凶器を振り回して生命の危機にさらされていたなどの事実も認められないことからその程度は「判断指針」別表1による総合評価が「強」と評価できるものではない。

(3) 業務以外の心理的負荷の評価及び个体側要因の評価

「収入が減少した」があるが、その心理的負荷の強度は「強」とは評価できない。

个体側要因については、平成〇年〇月頃以降精神科受診歴を認め、本件事故以前より精神障害を発病していたと認められる。

(4) 結論

以上から、業務による心理的負荷は「強」とは言えず、精神障害を発病させるおそれのある程度の心理的負荷とは認められないから、本件精神障害の発病には本人の个体側要因が大きく影響を及ぼしたとみなさざるを得ず、業務に起因したものとは認めることは出来ない。

したがって、監督署長が請求人に対してなした休業補償給付を支給しないとする処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。